令和８年第１５回定例会

１　日　　時　令和８年 10 月 14 日（水）10 時 30 分から 11 時 00 分まで

２　場　　所　委員会室

３　出　席　者　東京都選挙管理委員会　委　員　長　澤　野　正　明
委　員　小　林　正　則
委　員　橘　　正　剛
事　務　局　長
担　当　部　長
選　挙　課　長
広報啓発担当課長
選挙制度専門課長
書　記　４　名

４　議　　事

＜議　　案＞

１　東京都選挙管理委員会関係手数料条例の一部改正について

２　令和８年度東京都明るい選挙ポスターコンクールの最優秀賞の決定について

＜報告事項＞

１　令和８年 10 月 18 日執行八丈町議会議員選挙立候補届出状況について

＜その他＞

１　当面の日程について

5　会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	ただいまから令和８年第15回定例会を開会いたします。 お手元に令和８年第14回定例会及び第４回臨時会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。 本日は、２件の議案、１件の報告事項を予定しております。
委員長	それでは、議案第１号「東京都選挙管理委員会関係手数料条例の一部改正」について、事務局より説明を求めます。
担当部長	（議案第１号について説明）
委員長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。
委員	事務手続き上の問題なのですけど、個人の寄附者の個人情報の保護という観点から区市町村名までに限定した住所ということになっていますけども、これは今、ハッカー集団などに名簿が盗まれるという事件があるから、なかなかどこまでというのがあるのでしょうけど、一方で、選挙の信頼性とか政治活動の信頼性とかということを確保するためには、寄附者の名前を明らかにしていくというのは、寄附をもらった人に対しては、どうしても政策的措置が偏るということがあるのですよね。そういう意味で言うと、ここに書いてある、「区市町村名まで」というのは、これは収支報告書を選管に提出する際にも、同じように「区市町村名まで」なのですか。
担当部長	収支報告書として提出していただくものは、番地を含めて全て記載していただいたものを提出することに変わりはなくてですね、オンライン提出の場合は、システムで自動的に町名までに切ったものをホームページ等に公表することとしておりまして、書類で出されたものにつきましては、相手方の政治団体が希望する場合には、番地以降を消したものも一緒に提出していただければ、そちらをホームページに公表するということができるようになっております。なので、選管に提出していただくものは番地まで全て入っているものになります。
委員	収支報告書を出した後、よく新聞社が来て全部閲覧するじゃないですか。それで本来、政治活動として使ってはいけないような支出については、新聞紙上で明らかにされて、議員さんが訂正したり、場合によっては、その政治生命が絶たれてしまうなんてこともよくある。 そういう点で言うと、提出する書類というのは、必ず名前と住所は全部記載して出すということですか。
担当部長	そうですね。それは来年の１月１日以降のものも変わりなく、提出していただくものは番地まですべて載っています。

委　　員　　マスコミが希望すれば、それはすべて閲覧できるのですか。

担当部長　　基本的には、マスコミの方もホームページで見ていただいているのですけれども、ホームページに載せるときは、オンライン提出のものであれば、自動的に番地が消えたものになるのですけれども、紙ベースで出てきたものについては、番地まで記載されたものになっているので、政治団体側が希望してくれれば、番地を切った形で我々としては載せることはあるのですけど。
それは政治団体さんがやるかやらないかによって変わってくるので、政治団体さんが希望しなければ、番地まですべて載ったものが報道機関も国民もみんな見られるような状況になります。

委　　員　　その政治団体が番地まで記載せずに提出した場合は、マスコミの人が閲覧してもそこの番地は分からないということですか。

担当部長　　いいえ、基本的に番地まで記載したものをまず原本として出していただくのですけれども、番地を削ったものも合わせてもう一つ出していただければ、そちらのものを公表するということはできる。だから選挙管理委員会としては、番地も全て記載されたものを必ず受理はしていて、ホームページにオープンにしていくものを隠すものにするか、全て載せたものにするかは、政治団体さんからのご希望に沿って対応するという形になります。

委　　員　　そうすると、番地を公にされたくないという場合は２種類出すということですね。

担当部長　　そうですね、紙ベースの方は２種類出していただく形になります。

委　　員　　２種類出した場合は、いくら新聞社であっても番地以降は出せない、見られないということですか。

担当部長　　ホームページに載せるものは、希望があったものについては、番地をカットしたものを載せる形になります。窓口では、全部見られるようです。ホームページは隠したものになります。

委　　員　　窓口では全部見られるというのは、どういうことですか。

担当部長　　窓口に実際に来ていただいて、「この収支報告書を見たいんですけど」と閲覧をしたいという申し出があれば、原本を見せるということで、番地まで載っているものを見せるということです。

委　　員　　番地が入っているものも見られるわけですね。ではそれは基本的に従来と変わらないというわけですね。はい、わかりました。

委 員 長　　そういう区別というのは、不平等な取り扱いになるとは考えなかったですか。個人の了承が得られているなら良いのだけど、個人が名前を出しておい

て、だけど政治団体が決めるとおっしゃったから、他の人が公表するかどうかを決める取り扱いになるということですよね。電磁的には、もう一律見せないのだから、こっちも一律見せないようにした方が公平なんじゃないですか、どうして区別したのですか。

担当部長　すみません、おそらくなんですけれども、オンラインであればシステム上で簡易に全て隠すことはできるのですけれども、紙ベースで出てきたものについては、全て記載されているものになるので、こちらで加工しない限りは見えないようにできないので、相手方の政治団体がそれを出してくれないと、 我々の方で紙ベースのものを隠さなければいけないという手続きが出てきてしまうと、そもそも収支報告書自体を我々が書き換えないとできないものになってしまうので、それを政治団体の方に全部やっていただければ、ホームページ上は一律見せないという話になったのかもしれないですけど、おそらく今は、希望制というか、政治団体に判断を委ねているのかなと思います。

委員長　それは、紙で出す政治団体にはよく説明しないといけないですね。

担当部長　そうですね、この制度の話とかというのは、政治団体にも周知はしていますので、政治団体の方も、最近の皆さん傾向として、やはり「住所が載るから寄附したくない」とかという方もいるという相談も受けたことがありますので、おそらく政治団体の方も寄附していただくためにも、説明はするのかなと思いますし、必要に応じて番地を隠すような申請をしてくるのかなというふうには思います。

委員長　選挙管理委員会は、紙で提出してくる団体に対して、こういう取り扱いであるということを、電磁的にはこうだというところまで含めて、ほとんど電磁的には全く公表されないわけですから、こういうふうにすれば公表されなくなりますよということを懇切丁寧に説明したという足跡をつけておくのが良いと思います。 もう既にやっているかもしれませんけれども、そうしないと何かちょっとイレギュラーがあって、「いや聞いていません」とか「知りませんでした」という、その類が無いようにしてほしいなと思いました。

担当部長　はい、わかりました。ありがとうございます。

委　員　感想なんですけどね。この条例は、東京都が作るんだろうけど、やっぱり基本的に名前を全部公表するっていうのは大事だと思います。電磁的にとか、そういうのは別にしても、住所も含めてね、私はやっぱり政治というのは透明性をどれだけ高めるかと、有権者にとっての信頼感があるからね。
ところで、これは東京都だけですか、47 都道府県全部ですか。

担当部長　政治資金規正法が改正されてこの対応になっているので、今回我々の方で諮らせていただいているのは、「手数料をどう取るか」という手続きのところでお話をさせていただいているので、全体的にこれは変わっていくということで、東京都だけが変わっていくということではありません。

委 員 長　選管としては、客観的に言うだけじゃなくて、番地を伏せた方が良いかもねという方に重点を置いて説明をするというような考えは無いのですか。

担当部長　伏せた方が良いかは、基本的には政治団体さんに判断を任せるのかなというふうには思ってはいるのですけれども。

委 員 長　判断はね。ただ、選管の意見としては、番地を伏せた方が良いなというふうに思いませんか。

担当部長　番地をということですか。
私個人的には、政治団体の立場に立つのであれば、かなり今、寄附している方々が検索サイトとかで自分の名前を調べてしまうと、収支報告書にたどり着いてしまうようなところがあったりするので、そういった意味で番地を付せたいという御意見があったりとか、住所まで出るのは嫌だというふうにおっしゃる声も実際に聞いているので、そういった意味では、「本当に番地まで必要なのかどうか」というのは検討していく必要があるのかなというふうに思いますけれども。
選管として番地を伏せた方がいいですよというところまでは、こちらから積極的に言うというよりかは、選択肢として示していく方が良いのかなというふうには考えてはおります。

委 員 長　中立で良いのかな。
他に御質問・御意見はございますか。御質問・御意見がなければお諮りいたします。議案のとおり決定することに御異議はございませんか。

委　　員　（異議なし）

委 員 長　異議なしと認めます。よって議案第１号は、原案のとおり決定いたします。
それでは、議案第２号「令和８年度東京都明るい選挙ポスターコンクール最優秀賞の決定」について、事務局より説明を求めます。

広報啓発担当課長　（議案第２号について説明）

委 員 長　説明及び最優秀作品の選考は終わりました。ただいまの説明及び選考について、御質問・御意見はございませんか。
御質問・御意見がなければ、今、発表したとおり決定することに御異議はございませんか。

委　　員　（異議なし）

委 員 長　異議なしと認めます。よって、議案第２号は原案のとおり決定いたします。
それでは、報告事項第１「令和８年 10 月 18 日執行八丈町議会議員選挙立候補届出状況」について、事務局より説明を求めます。

選挙課長	（報告事項第１について説明）
委 員 長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がなければ、報告事項第１について了承することといたします。 それでは、当面の日程について、事務局より説明を求めます。
担当部長	（当面の日程について説明）
委 員 長	説明は終わりました。ただいまの説明について御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。 次回の定例会は、10 月 28 日に開催することといたします。
委 員 長	その他、これまでの議題について、何か御意見等ございますか。 特にないようですので、以上をもちまして本日の委員会は閉会といたします。